

道州制推進道民会議
第5回地域意見交換会
『アクティブ・道州制！』

日 時 平成18年11月21日（火） 18:30～20:30
場 所 北見芸術文化ホール 中ホール
（北見市泉町1丁目2-22）

○川城局長：

皆様、おぼんでございます。定刻でございますのでそろそろはじめさせていただきたいと存じます。

ただいまから道州制推進道民会議第5回地域意見交換会を開催させていただきたいと存じます。本日は、平日の夜にもかかわらず、このようにたくさんお集まりいただきまして本当にありがとうございます。私は、本日の進行役を務めさせていただきます北海道企画振興部地域主権局長の川城でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

道では、地域のことは地域で決めることができる地域主権型社会の実現をめざしまして、国から道への権限移譲や規制緩和といったものを求める道州制特区の取組。道から市町村への権限や事務の委譲といったことを先行的、モデル的に進める取組を行っているところでございます。これらの取組を進めるに当たりましては、道民の皆様との議論を重ねて、そして皆様のご理解とご協力のもとに進めることが何よりも重要であると考えているところでございます。そこで、昨年6月に知事と14人の有識者の皆様からなる道州制推進道民会議というものを設置いたしまして、道州制などについての議論を行いまして、その議論をできる限り道民の皆様に発信をして、道内での議論がより活発に行われるように努めてきたところでございます。

さらにより多くの皆様との対話を行うために、知事や副知事、そして道民会議の委員が地域に出向きまして道民の皆様と道州制について意見交換をさせていただく機会を設けました。この意見交換会は、今年5月28日に函館市で行われた第1回を皮切りといたしまして、現在全道6カ所で進めているものでございます。本日は、函館・岩見沢・釧路・旭川に続いて第5回目として当地で開催するものでございます。この機会に、是非忌憚のないご意見、そしてご指摘・ご質問などをお聞かせいただければと存じます。

はじめに、道の山本副知事から皆様に対するご挨拶と北海道からのメッセージを申し述べさせていただきます。

それでは山本副知事、どうぞよろしくお願いいたします。

ご登壇ください。

○山本副知事：

皆様、おぼんでございます。北海道副知事の山本でございます。

今日は、司会の川城局長からもお話がありましたように平日で、この時間帯ということ、それぞれにご予定がおありだったことかと思えます。その中でお集まりいただきましたことを改めてお礼を申しあげたいと存じます。

また本日は、道州制推進道民会議の委員を務めていただいております地元の神田市長様、そして北海道総合研究調査会常務理事の五十嵐智嘉子様。そして北大の山崎助教授。大変お忙しい中をおこしいただきました。特に神田市長様には、開催地としてご協力をいただいております。ありがとうございました。

道州制を進めるに当たりまして、道民の皆様と議論を積み重ねていくことが必要である

ということは私どもも常日頃考えていたところであります。これまで知事を先頭に道職員が道内各地に出向かせていただいてこういう場面をつくらせていただきました。数にすると400回を数える意見交換を行ってきたわけであります。

なお、議会・国会で議論をされている道州制特区法案そのものがどうもわかりづらい。どういうことを念頭においたものなのか。何を意図しているものなのか。どうも一つ理解が得られないということでありまして、私どもは様々な機会を通じてこういう説明会を設けさせていただき、お互いに意見交換をする中で私どもが考えている道州制および道州制特区推進法案の推進についてご理解をいただきたいと考えているところであります。

今日お越しいただいております神田市長、五十嵐さん、山崎先生に参加をいただいております道州制推進道民会議におきましても、委員の皆様から地域に出向いて直接道民の皆様と対話をしてはどうかというようなご提案をいただきまして、今回このような席を設けることとなったわけであります。是非、忌憚のないご意見、日頃お考えのご質問なりをこの機会に私どもにお寄せいただければと思います。

まず、私からは、道州制に関する道の考え方と現在の取組について簡単に説明をさせていただきます。

アクティブ道州制という資料があるかと思えます。これをお開きいただきたいと思えます。

道州制であります、日本全国をいくつかのブロックにわけまして、広域自治体である道州というものを設置する。国から道州、さらには市町村に大幅な権限の移譲を行うことによって実現する。まさに地域主権型の自治の仕組みを指すわけであります。

資料1ページ上の図をご覧くださいと思います。北海道の場合は、北海道は一つで道州になるというふうに考えております。たとえば九州、あるいは東北といったところは、いくつかの県が集まって一つのブロックになるであろうというふうに考えております。どうして県が集まってブロックになったほうがいいのか。北海道は同じ北海道のままなのに道州制になると何が変わるのかということであります。まさに仕事の中身が大きく変わるわけであります。

1ページ下図をご覧くださいと思います。現在と道州制が展開される時代とでは何か変わるかといいますと、まず国の仕事の範囲というものがかなり縮小されます。国は、外交や防衛といった本来国が果たすべき役割に限定されることになろうかと思えます。道州の場合は、これまで国が行ってきた仕事のかなりの部分というものを引き受けることになろうかと思えます。市町村は、保健・医療・福祉・教育といった住民に身近な行政サービスを担う姿になるであろうというふうに考えております。そのためには、現在国がもっている権限というものを道州、あるいは市町村に大幅に移譲をしなければならないわけです。道州の権限もできる限り市町村に移譲いたしまして、市町村の権限を大幅に強化する仕組みをつくりあげるために道州制というものが必要となるということであります。

そこで特に注目いただきたいのは、1ページ下図にコミュニティと書かれている部分で

あります。私どもが考える道州制でもっとも重要なポイントといえるかと思いますが、コミュニティの機能を強化して、既にはじまっている少子高齢化、あるいは人口減少社会に対応できるような社会をつくりあげることが一つの目的であります。

2ページの上の図を見ていただきたいと思います。

明治維新以来我が国は、中央集権体制のもとで欧米に追いつけ追いこせということで頑張ってきたわけであります。その結果、高度経済成長を遂げまして、欧米へのキャッチアップも達成できたというふうにいわれております。しかし、今我が国はどういう状況におかれているかといいますと、非常事態ともいえます国、地方財政の財源不足の状況があります。一方で少子高齢化や人口減少も深刻なものとなってきています。長年の我が国の中央集権体制による様々な問題点が浮き彫りになってきているわけであります。このままで手をこまねいておきますと、地域にも我が国全体にも活力が失われてしまうということが懸念されるわけであります。今の中央集権体制を変えて、地方分権をもっと大胆に進める必要があるのではないかというふうに考えます。処方箋としては、地方分権であろう。キーワードは、地方分権であろうというふうに考えます。

そこで、道州制というものが必要となってくるというふうを考えるわけであります。道州制の場合は、新たに道州政府をつくるだけではなくて、市町村や地域のコミュニティを強化します。そして、地方分権というものを大胆に進めようとするものであります。今は、国に全ての権限が集中しています。そういう国に集中している決定権限、あるいは財源というものを住民の身近なところに引き寄せるということで自分たちで物事を決め、自分たちでこの社会を変えていくことができる。そういう社会になるわけであります。これは、中央集権型社会に対して私どもは、地域主権型社会と呼んでおります。地域のやる気、潜在力というものを何とか引き出して、地域を草の根から元気にしていきたい。これが道の考える道州制の最大のねらいでもあるわけです。

3ページをお開きいただきたいと思います。道州制というものは国の仕組みを大きく変えようとする取組でありまして、この先かなりの時間のかかる非常に壮大な改革でもあろうかと思えます。こうした大きな改革というものを一気に進めるには、実は無理があるわけです。一つずつ課題というものを解決しながら、できることから一步一步着実に進めていくということが必要なというふうに思えます。

3ページ下の図であります。

そこで、今道が考えている一つの手順を申します。

第一には、国から道への権限移譲、規制緩和というものを段階的に進める道州制特区というものを推進しようと考えております。

第二には、道から市町村への大幅な権限移譲を進める。

第三には、コミュニティ再生のための取組というものを併行して進めているところであります。

道州制の社会では何が変わるのかということであります。私どもは3点考えています。

1点目は、住民の声というものが行政に直接反映されやすくなるであろう。まさに市町村が地域の主役となる。そういう地域社会が実現するであろうということ。

2点目は、今は、全て全国一律で物事が決められているわけです。法律・政令・省令・要綱、全国一律ではない仕組みというものを北海道にもたらそうということです。つまり、それぞれに地域事情がありますから北海道の実情にあった制度を北海道に実現しようということでもあります。今は、東京も大阪も北海道も沖縄も、いうならば全国一律の規準で物事が決められている。これが今の社会であります。これは、地域の実情をほとんど無視しているというか、反映されていない仕組みになっているわけです。地域が地域の実情に即して、地域の実情に合った独自の規準を定められるような社会があつていいのではないかとというふうに考えます。道州制が実現いたしますと、それが可能になるのではないかとというふうに考えます。

3点目に考えられることとしては、国の出先機関のエリアと道州のエリアが同一である北海道のような所では、これまでも二重行政、三重行政の問題が指摘されているわけですが、こうした問題の解明にも道州制は寄与するであろうというふうにも考えております。

さて、4ページ目をご覧くださいと思います。道州制に向けた取組の一つ目としての道州制特区についてお話をしたいと思います。

この道州制特区であります、道州制を見据えて国から北海道への分権を進めることによって道州制が実現するとこんなメリットがある、こういう可能性がひらけるという具体的な事例を道民の皆様、国民の皆様に実感をしていただく。これが道州制実現に向けての推進力ともなるであろうというねらいで道州制特区というものを進めようとしているわけです。実は、道におきましては、道州制に関する検討というものはかなり前から進めてきております。さかのぼると横路知事の時代、そのあとの堀知事の時代から道州制に関する研究検討を行ってきております。道内有識者の方々、あるいは市町村のご意見などをうかがった上で、平成16年4月と8月の2回に分けて「道州制特区に向けた提案」というものを国に対して提出したところであります。

この提案については、これまで国との激しいやり取りを重ねてきたわけでありましてけれども、各省庁は自らの権限を手放そうとはしないということで、各省庁の抵抗は想像以上に厳しいものがあつたわけです。国から道への権限移譲については、道からの提案に対して国からの解答は、概ね否定的な内容であつたわけです。ただ一方で規制緩和であるとか連携共同事業といったことについては、たとえば病院の病床規準が緩和されたことによりまして自治体病院の広域再編というものが進めやすくなったということは事実です。また、通訳案内業の規制緩和によりましてボランティアの通訳ガイドが、まさに有料で活動できるようになる。こういった私どもが提案していたことが実現しているものもあります。しかし、国の官僚というのは、法律がないとなかなか動かないということでありまして、こうした思いから道州制特区の制度的な裏付けとなる法律の制定を私どもは求めてきました。そして今、これまでの道の提案を踏まえた道州制特区推進法なるものができあがり、現在

国の衆議院の内閣委員会というところで議論が進められているわけであります。

この推進法案ですが、4ページ下図、ポイントは3点あります。

1点目は、国からの分権というものを道が提案いたしまして国と同じテーブルについて直接議論をする。そして私どもの提案している内容について、これを実現していく仕組み。これは、全国で始めてつくるものであります。こういう制度手続きというものは過去に例のない法律であります。

2点目は、道州制特区については、これを提案しても本当に実現できるのであろうか。財源はきちんとついてくるのであろうか。これまではいろいろと不透明な要素があったわけであります。この不透明であった部分がこの推進法によってしっかりとした仕組みになったというふうに考えております。つまり、必要な財源は交付金としてきちんと北海道の方に交付される。そういう仕組みがこの法案によって確立をされています。財源の面できちんとした対応がなされているというところにも2点目のポイントがあろうかと思えます。

3点目は、この推進法では、8項目の内容について国から道に権限が移譲されるという内容になっております。今後、これについては、さらに第二弾、第三弾の提案というものをみんなで考えて、提案できる仕組みというもの、装置というものができあがったということがいえるわけであります。道州制特区推進法案によって北海道はどのように変わるのかということであります。権限移譲、あるいは規制緩和といった次なる提案をきちんと国で受け止めてくれる。そういう仕組みを法的に整備してくれたのがこの道州制特区推進法案であります。この法案によって道が提案をいたしますと国は遅滞なくそれに対応しなければならないということを政府に義務付けています。私どもは、こうした提案の仕組みというものをつくっていただいたわけでありますから、逆にこの装置、この仕組みというものをいかに上手く活用していくかということが問われているわけであります。

第二、第三の提案というものは、できるだけ道民生活に密着したものです。これによって道内経済が少しでも活性化する。そういった内容の提案をこれから国に行っていきたいと考えているところであります。

次に5ページをお開きいただきたいと思えます。

道州制に向けた取組の2つ目として、道から市町村への大幅な事務権限の移譲ということをお願いしたいと思います。現在道がもっている権限というのは、約4千項目あるわけです。そのうちの約半数である2千項目を市町村へ移譲可能なものとしてリスト化いたしまして、市町村から要望のあったものについて具体の協議が整ったものから順次事務処理に必要な財源とセットで市町村に権限の移譲を進めていくこととしております。権限移譲の効果としては、パスポートの申請といった手続きについては、これからは身近な市町村でできるようになるわけです。それから、農地転用の許可ということも市町村が行うことによって迅速な事務処理ができるようになると思います。また、生活道路の管理、開発公園の許可といった地域の実情に応じた総合的なまちづくりというものも可能になるものがあるかと思えます。市町村においても、是非積極的に道からの権限の移譲を受けていた

だきたいというふうに考えております。

それと同時に考えたいこととしては、市町村合併であるとか広域連携の在り方、コミュニティの強化といった、いうならば市町村の体制整備の方策についても是非それぞれの地域で活発に議論を重ねていただいて、考えをいただければと思っております。

次に6ページであります。さらにコミュニティへというところです。今の日本は、町内会や近所付き合いといった地域社会の結びつきが弱くなっているというふうにいわれております。そういうことによって福祉や環境、治安などの面で私たちの生活、暮らしに影響を与えられているのではないかとこのように思います。つまり、コミュニティというものを再生して、地域住民が助け合って、共に支え合っていくということがこれからの少子高齢社会を乗り越える一つの知恵なのではないか。安全・安心で元気のある地域をつくる一つの重要なポイントではないかとこのように考えております。コミュニティというのは、まさに住民同士の支え合いということです。町内会をイメージしていただければいいと思います。また、NPOなどの個別テーマに活動の主眼をおいた団体を思い描いていただいても結構です。住民自治組織といってもいいかと思っております。このコミュニティというのは、行政と住民とを結びつける存在でもあるわけですから。今までの公共、公の分野というのは全て行政が取り仕切らなければならないという発想を変えていかなければならないと思っております。行政が全て公のことを担うのではなくて、様々な民間活動、地域コミュニティ活動を住民が自治組織をつくって、そこでそうした役割を担うという社会を考えていかなければならないであろうと思っております。特に少子高齢化社会に対応できるような社会としては、コミュニティの活動というものは大変重要な要素になるであろうというふうに思っております。

我が国の場合は行政の力、官の力が大き過ぎるといわれています。成熟社会になりますと地域のことは地域の住民の方が自ら考え、そして地域の社会を育てていくということであり、住民同士の支え合い、住民同士の力というものが大変大きな要素になるかと思っております。そのコミュニティということをごこれからさらに今一度お考えいただければというふうに思っております。

6ページ下図にコミュニティビジネスというのがあります。

たとえば、空き店舗を活用して高齢者自らが高齢者向けの食堂でありますとか喫茶店を運営している。これによって高齢者同士の結びつきや生き甲斐が生まれたりする。こういうことも期待できるわけです。このように地域のニーズに対して地域住民自らが事業を興すコミュニティビジネスというものもコミュニティ再生のための有効な方策の一つではないかというふうに考えております。

次に7ページをご覧くださいと思います。

道州制という仕組みを使って地域を元気にしていく具体的な事例をいくつか述べてみたいと思っております。

たとえば、除雪であります。16年1月でしたでしょうか、当時北見は100年に一度という大変な豪雪に見舞われたわけであり、記憶に新しいところであります。除雪を例に

とりますと、道内の道路というのは、国道は国が、道道は土木現業所が、市町村道は市町村がそれぞれ管理しているわけです。ですから除雪はそれぞれが別々に行っているというのが今の社会です。これを住民と行政、住民と市町村が共同で除雪計画をつくります。除雪作業は国道、道道、市町村道を区別することなく一括して行うということによって非常に効率的な除雪体制が実現できるかと思えます。先般の北見での豪雪のときもこれが非常に問題になったわけであります。効率的な除雪体制をいかにつくるかということで今いろいろと行政が知恵を出しているところであります。

もう一つの事例として申しあげるとすれば、エゾシカの問題を申しあげてみたいと思えます。道内では、ご案内のように 10 年程前からエゾシカの数が大幅に増加をしています。年間で数十億円にも上る深刻な被害が生じているわけです。そこで道では、平成 14 年からエゾシカの保護管理計画というものをつくって適正な保護管理に努めているところです。今の我が国の社会でエゾシカについてどのような規制がなされているかという、鳥獣保護法というものがあります。この鳥獣保護法というのはどういう法律かという、趣味で猟をする人、趣味で狩りをする人たちに対する規制です。たとえば、今の法律でいけば、一人 1 日真鴨だと 5 羽まで、日本鹿だと 3 頭まで、キジだと 2 羽までというような趣味で猟をする人に対する規制の法律が鳥獣保護法としてあります。北海道のように大幅に増加して農林業に多大な被害を与えているエゾシカを管理するような法律は、この鳥獣保護法ではできないわけです。そこで、独自に先程申し上げたエゾシカ保護管理計画というものをつくって環境省、国の了解を得てエゾシカの個体管理を行っているわけです。この鳥獣保護法こそ国の規準というものがいかに地域の実情に合っていないか。まさにその典型例なのであります。こういうような今の国の法律、法体系、規制の仕組みでは十分に地域の実情に合っていない物について、北海道であれば北海道の地域の実情に合ったかたちで規制をさせてもらう。その手立てとして道州制特区で実現をしていこうというものであります。

農地の問題もよくいわれています。農地も農地法によって国の縛りがいろいろと行われていますから有効利用ができないということで、道内に遊休地となっている所が数多くあるわけです。そういう農地が数多くあるわけです。この遊休農地というものを活用する。たとえば、トウキビを植えて、そこでエタノール燃料をつくって新たなエネルギー産業を育てていくというようなことも一つのアイデアとして考えられています。こういったことは、今の農地法の仕組みでは実現が難しいわけであります。今の国の規制というものを北海道の実情に合ったものに変えていくことによって北海道を元気にさせていく。北海道の経済を活性化する。そして、道民のみなさんの生活を少しでも向上させる。そういう手段として道州制特区というものをうまく活用できないかということを私どもは模索をしているわけです。

最後、8 ページです。これまでは地方で何か事業をやろうとすると、常に中央省庁のほうに目を向けなければなりません。中央省庁から補助金をもらって、そのために何度も上

京をして、陳情や要望を繰り返してお金をもらってくるというのが今までの姿であったわけです。これが権限も財源も地方に移ってくるのであれば、お金も情報も人も企業も地方におのずと集まってきます。いくなれば東京一極集中もこれで緩和できることになろうかと思えます。道内においては、札幌一極集中が緩和されるということにもなろうかと思えます。まさに道州制というのは、首都機能の分散にも繋がる。そういう効果をもたらすものであろうかというふうに思えます。繰り返し申しあげますが、中央集権から地方分権へということは、国に集中している権限や財源というものを住民の身近なところに引き寄せる取組みであります。それによって住民自らが地域の将来を考え、そして世の中の仕組みを変えていくことが可能となるわけであります。私どもは、ともすれば国の決まりだから、国がこのように決めているから仕方ないということで国の規制、国の決まりをそのまま無批判に受け入れて、そして国の規制に従って地域社会をつくりあげていくというのが今までの世の中であったかというふうに思えます。これを無批判に受け入れるのではなくて、地域の実情に合ったそういう仕組みにこの世の中を変えていこうという大胆な取組みが道州制特区であります。

道州制特区推進法案なるものがまもなく衆議院で可決されて、たぶん参議院へ送られるであろうと期待をいたしております。臨時国会は、12月15日まででありますけれども、現在の国の臨時国会の中で道州制特区推進法案なるものが成立いたしますと、私ども道民には次なる提案を行う仕組みが与えられることになるわけです。今の社会というものをなんとか変えていく。そして北海道を元気にしていくために道州制特区推進法案をうまく活用して、そして国から権限移譲をさせてもらい、規制緩和をさせてもらって北海道というものをより元気なものにしていく。そういう試みを私どもは道民のみなさんと一緒に考えながら実現をしていきたいと考えているところであります。

今日の意見交換会は、こうしたことを皆様呼びかけ、そして皆様と共に考えていく。そういう一つのきっかけになればということで開催をさせていただきました。これから3人の先生方のご意見を伺い、そして皆様のご質問なりご意見を拝聴して、より良い北海道、元気のある北海道をつくりあげていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をよろしくお願いを申し上げます。

以上で私の説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○川城局長：

ありがとうございました。

それでは、次に移りたいと存じます。この地域意見交換会では、道州制推進道民会議の委員14名いらっしゃいますが、6会場に分担をいたしましてご出席をいただくこととしております。本日は、先程副知事からもご紹介がありました3名の委員の方々にご出席をいただいております。それでは、委員の皆様は壇上におあがりいただきますようよろしくお願いいたします。

改めまして私から3名の委員をご紹介させていただきたいと存じます。

社団法人北海道総合研究調査会常務理事の五十嵐智嘉子委員です。

北見市長の神田孝次委員でございます。

北海道大学公共政策大学院助教授の山崎幹根委員でございます。

それでは、道民会議の委員の皆様、それぞれこれまでの道民会議でのご議論、ご自身のお考えなど、道民の皆様へのメッセージなどにつきましてお一人10分程度ずつお話をいただきまして、その後会場の皆様との意見交換に入らせていただきたいと思いますと考えております。

それでは、順番で恐れ入りますが五十嵐委員からお願いいたします。

○五十嵐委員：

アイウエオの順番で私から先にお話をさせていただきます。

今日のタイトルは、みなさんとの地域での意見交換会ということでございます。私どもが壇上で議論をし合うのを聴いていただくという趣旨ではございません。むしろ、私たちはみなさんが日頃考えていることを伺って、そしてまた道民会議に持ち寄って道民の方々の意見を集約して、何らかの形で道民のみなさんに返していくという役割であると思っています。

最初は10分程度ということで話題提供、私なりの議論の論点整理をさせていただいて、後程みなさんのご意見をいただきたいと思いますと思っています。

大きく3点について申しあげようと思っています。

1点目です。だいぶ宣伝が行き届いておりますので大丈夫かと思いますが、道州制と行政改革の違いを認識していただく話をさせていただきます。その後に道州政府という考え方が出てきているわけですが、道州、あるいは市町村が変わるとするのは一体どのようなことなのかというイメージをみなさんとつくりあげていきたいと思っています。3点目には、具体論としてこんなことも道州制の一環として考えられるのではないかという私なりの考えを述べたいと思います。

1点目、道州制と行政改革の違いをきちんと認識していきましょうということです。

当然道州制を進める中では行政改革というものも一部内包されていきます。どうもこの議論がところどころで錯綜するということが見受けられます。それは一部道州制の中に行政改革の発想があるからであろうというふうに思っています。

道州制、いうまでもなく地方分権を進めていったときの究極の姿というふうにいわれているわけですが、簡単にスタートラインとゴール、道州制と行政改革がどこからスタートしてどういうゴールを目指すのかということ整理してみたいと思います。

まず、道州制のスタートラインです。道州制というのは、私たち自身の道民・市町村民としてどんな地域をつくりたいのか。どういう地域で暮らしていきたいのかということから考えることから始まります。私たちがそういう地域にしたいということは、私たちがそういう地域にすることを一つひとつ決めていくのだということと繋がっていくわけです。それは、家庭をつくるときもそうだと思うのです。どんな家にしたいのか、どんな家族でい

たいのか。そのためには、どういう決まりをつくったり、どういうところに予算を配分するのか。家計であればどういうところにお金を注ぎ込むのかということを決めていくわけです。

そういう決まり事を自分たちで決めていきましょう。したがってスタートラインは、どういう地域をつくりたいのか、どういう地域に住みたいのかということからスタートです。

一方、行政改革のスタートは、市町村財政、道財政、国の財政は大変赤字になっているわけですが、まず無駄がないかどうか。無駄をやめていきましょうということからスタートです。無駄の発見からスタートするわけです。極力無駄をなくし、行政ではなく民間でできることは民間にしてもらいましょう。プロセスは非常に似ているわけです。

道州制も究極のところに行きますと、国から道、道から市町村、あるいは行政から民間へという姿になるわけですが、一部そういうところは似通っている。

ただ、やはりスタートラインとして考えていることは違うわけです。

ゴールも違ってきます。道州制のゴールというのは、最終的には自分たちで決める。先程副知事もおっしゃいましたけれども、自分たちで自分たちの決まり事、すなわち法律をつくり、財源を持ち、その予算配分を決めていく。そして、その予算がよかったかどうかを評価し、さらに翌年度の予算を決めていく。こういう地域をつくろうというのが一つのゴールでございます。

行政改革のゴールは、赤字体質の解消、赤字の改善ということにとどまるわけです。この2つは大きく違っているところであると思います。

2点目、そのときの道州政府というのはどういうイメージなのか。正直ベースで申し上げると、非常に私には不安があります。

道州で法律をつくる、財源を確保すると簡単に言いましたが、実は明治維新以降というよりも、江戸の時代から地方政府というものは自分で法律をつくったことがないのです。どちらかという国の法律、要綱を待って、それをどう実行していこうかというのは、私も含めて地方に住んでいる方々は結構身に付いてしまっているところがあるのではないかと思います。

ただ、個別のところであれば、「こうではなくて、もっとこうしたらいい」というような提案はたくさん持っているのですが、そういう下からの積み上げではなくて法律をつくるというのは、もっと本当は大局を見ながらつくっていくものではないかと思い、そういう不安があります。

そうしたときに道州政府というものは、何も道庁の方々が法律をつくれないういっているのではなくて、そうした経験がないということを持っていくと、とりあえずは国の方々、法律をつくったことがあるような方々が全国に散らばって法律をつくるということを地方で一緒にやっていく。

それから、道庁の方々が市町村の職員となって、市町村で今まで道がやってきた権限移

譲ということがあるわけですが、どんなふうにそれを実施していくのかということをやってみる。こういう一定の期間が必要なのではないか。

そういうふうに考えますと、法律を自らつくる、財源をつくるということをどうやってやっていくのか。それが道州政府であるということのイメージがわいてくるのではないかと思います。

無駄に開発局と道庁の合併論議がどうした、国の出先機関が多すぎるのではないか。これは行革の話ですが、行革という捉え方ではなくて新しい道州政府をつくるために国と道、あるいは市町村が力を合わせて、もちろん市町村の職員が道州政府に来てそこで法律をつくるということも必要であろうかと思えます。そういった新しい政府のイメージというものを考えていく必要があるのではないかというふうに思っています。

3点目は、いつも非常にわかりにくいと言われます。具体論が必要であろうということではいろいろな例が出されてきています。例は、あくまでも例にとどまっているのですが、全体のフレームが見えないといくら事例を積み上げても厳しいなと思うこともあることはさることながら、それでも身近なところから考えていこうというふうに思っています。

先程副知事は農業の話をしていました。農地の転用についても国から道、道から市町村へという形に権限をおろしていきますということになります。

今、農地転用の権限ということと作物の権限ということもさることながら、今のところ0.5ヘクタール以下は市町村の権限になってきているはずなのです。北海道というのは、1戸当たりの農家の平均は10ヘクタールというところに0.5ヘクタールの基準緩和というのはどういうことなのか。やはり、合わないような気がします。

それよりも、そもそも最初に申しあげましたように、道州制というのはどんな地域に住みたいかということからスタートするわけでして、どんな農業、どんな農村地帯にしていきたいのかということ、まず考えていただきたい。現状をみてみますと農家戸数は激減をしております。10年経ったらどれぐらいになるのかという試算はおそろしいくらいであると思っています。そのときの農地の荒れ方というのは、北海道の基幹産業が駄目になるのではないかという危機感を持っております。

そうではなくて、北海道のお米もおいしくなったということで、南魚沼産のコシヒカリに並ぶぐらいの味があるといわれています。豊かな農業、高く売れる農産物、そして農家自身が農業を楽しんでいるという図を思い描きたい。あるいは、最近都市住民の農地への憧れ、農村への憧れは具体的に出てきています。私もツアーを組んだりしているのですが、本格的に農業を、本格的といっても売るほどではなくて自分で食べるぐらいの芋をつくる、野菜をつくる。近所に分けてあげたいというぐらいの方たちが増えています。札幌市内の市民農園は、いずれも満員です。待ちがあるのですが、何年経ってもなかなか空かないという状況です。

一方では、そういう農業に対する憧れを持っている人がいるわけです。そういう人たちに地方の農地を使っていただくような手立てが考えられないだろうか。本格的な農業あり、

楽しむ農業あり、そういう農業の姿というものが北海道で描けないのか。

そのときに今の農地の規制、農地転用の規制、緩和されたとはいえ、まだまだ農地に関する規制というものは厳しいものがあるのではないかと思います。

先程副知事がバイオエタノールのお話をされていました。さらに進めて、そういったエネルギーも自分たちで生産する。これは夢のある話だと思います。今までは石油に依存をしてきた。先程申しました農業も結局は農器具を使いますから石油をたいて、それで農産物をつくっているわけです。農産物からエネルギーを取り、またそのエネルギーを使って農器具を動かして、また農産物をとる。そういう循環もできるのではないかと。

もう少し知恵を絞って、そのときのエネルギーに対して税金をどうするのかという問題があります。これはメタノールだけではなくて BDF も出てくると思います。これは、まだ決まっていない、今のところ廃食油を集めて、絞って生成して、それを軽油代わりに使っているわけですが、これはまだ税金はとられていません。税金を収めるという物の対象にはなっていないはずで。

そうすると、こういったものの税金を道州政府、道が抑えられる形になる。地方政府が手にすることができるような仕組みを考える必要があるのではないかと思います。

もう一つの例をお話しさせていただきたいと思います。北海道は、地方ではお医者さんが不足しています。よく医師不足といわれており、実際に不足しております。基準に満たない医師の配置、基準に満たないと保険医の停止というようなものが時々新聞を賑わせることがあります。

そのときに医師の定員が満たないから医師の配置数を規制緩和していいかということなのです。

今度は、逆に考えていただいて、患者さんが少ないからお医者さんはいらないということがあるかもしれませんが、地方に人がいる限り医者は必要なのです。これは、医者がいないといってしまうのは、北海道の医療は駄目になってしまう。地域医療は駄目になってしまう。

このときに何が重要かという、お医者さんそのものを増やせばいいわけです。北海道のお医者さんそのものを増やす。そのためにどこまでさかのぼるかという、たとえば北海道には3つの医科大学があります。そこに北海道出身者枠というものを別に設けます。これは、どうやら厚労省も考えているようで、最近そういう話題が新聞にも出ておりましたので実現しそうです。北海道の人たちが医者になる、偏差値が70ないと医学部に入れないという仕組みを変える。そして、医学部で勉強することの程度は下げない。高度医療と地域医療というところを分けていく。そういう仕組みを北海道として考えていくということのほうが現実的でありまして、医者不足解消ということに対しての考え方もできていくのではないかと。

どんな地域に住みたいか。最初に申しあげましたが、やはり医者がない地域に住みたいと思っている人は少ないわけです。話しができるお医者さんのいる地域で安心して暮ら

したいということがあるわけです。そうすると、どんな医者に来てもらいたいかを考えますと、何も偏差値が高くなくてもそこそこであればいいのではないかとということも考えることができるのではないかと思います。

制度改革や新しい制度をつくるには、だいたい10年かかるといわれています。今から考えて、これは数年前から考えておりますので数年後にはできるのか。あるいは、もう少し先なのかと思いますが。今から議論をしておかないと間に合わない。農地が本当に全部駄目になってから農地法を見直そうということでは遅すぎるわけです。

加えて、道州制を考えるときには、どんな地域に住みたいかと夢を語り合うところからスタートしなければいけない。苦しい中でこの苦しみを何とかしていきましょうということではなくても、もう少し明るい北海道の姿を描きながら、それを達成するためにどう努力をしたらいいのかということをも是非考えていってほしい。考えていきたいなと思っています。

以上でございます。

○川城局長：

ありがとうございます。

続きまして神田委員からお願いいたします。

○神田委員：

改めまして、みなさん、こんばんは。お疲れのところをこのようにお集まりいただいて、私からも感謝とお礼を申しあげたいと存じます。

冒頭山本副知事からお話しがございましたけれども、北見市は3月5日に合併をいたしました。面積は、北海道で一番の約1428平方キロです。そして、距離は約110キロございます。いわゆる三国山に降った雨が常呂川となって河口に流れるまで、始点と終点とが同じ市の中にあるという地域になったわけです。そして私どもは、それぞれの旧市町に自治区というものを置くことにいたしました。そこに至る経過をお話しさせていただきたいと思います。

副知事もおっしゃっておられたコミュニティは、どうあるべきなのかという議論です。たとえば、東京のマンションの住居環境の中でお隣同士のお付き合いのない地域をコミュニティというのかどうかであります。私どもは、合併した市町には、まだまだお隣同士が助け合って本当に地域で子どもたちを育てている地域もあるのです。素晴らしい地域があるわけです。そう考えるときにコミュニティのあり方というのはどうなのだろうかというところから、合併議論の中で自治区というものを議論してまいりました。そういったことから合併しようとする市町で北海道にも提言をいたしました。我々もそうやって地域のコミュニティというものを大切にしていけるけれども、北海道も権限移譲をどんどんしていきなさいと。極論をいえば、網走支庁のような支庁制度はいりません。北海道は道州制を目指しているのであれば、道州政府としての役割を担う。そして私どもは、地域の基礎的自治体として地域のことをあらかた担います。つまり、住民のみなさんに近いところの我々

がほとんどの仕事を担うということを提言させていただきました。

これを言い換えますと、国の権限を国民の側にお金とともに近づけていく。この効果というものは、当然国民の側、住民の側に近づいてまいりますのでわかりやすいということ。今の日本の国の税金の使われ方は、正直に言ってわけがわからないと言っては怒られますが、すごく複雑で、ほとんどわからないと言っても過言ではありません。そういう意味では、地方分権によってみなさんが納めた税金というものは、どんどんみなさんの側に近づいてまいります。さらにはそのお金の使い道を決めることにまで参加をするということになれば、当然わかりやすくなってまいります。そして、お話しがありましたようにわかりやすくなるとともに、地域に合った、つまり各コミュニティに合った、実情に合った政策というものが将来可能になるであろうと思います。東京のマンションの話を書かせていただきました。たとえば、平成16年に大雪があったという話をしました。北見市は、2万件弱の苦情の電話をいただきました。大変な苦情の電話でございました。正直に言うと、手も足も出なかったということです。一生懸命寝ないで対応したのですが、そういう状況でありました。現実には、地域の人や民生委員やボランティアの方が地域でお互いに連携を取り合ってやったということです。実際に人的な被害はゼロでございました。長い家では、一週間ぐらい閉じ込められていた状態でなかったかと思います。阪神大震災を見るまでもなく、それぞれの災害を見ますと、コミュニティがしっかりしているところは犠牲者が非常に少ない。それが顕著にいろいろな災害で出ております。一方でコミュニティがバラバラな地域というのは、隣に誰が住んでいるのかわからないわけですから、家が潰れたらみんなそこから逃げるだけ。コミュニティがしっかりしているところは、みんなで助け合う。神戸の場合もそうです。行政が駆け付けるのにはしばらくかかりました。自衛隊が入ってくるまでにはしばらくかかったわけです。地域の人たちが隣のおじいちゃんのことをわかっていれば助け出すということが可能であったわけです。ですから当然コミュニティがしっかりしているところは強い。これは防災も防犯も同じです。コミュニティがしっかりしているところは犯罪も少ないと思っています。北見市でも家に鍵をかけていない地域というのは、農村部に行くときまだあります。お金がないわけではないのだらうと思いますが、それは地域としてみんなが見ているからです。だいたい地域の人みんなわかっているから。おじさん・おばさんも地域の子どものことをわかっていますから、変な声をかけるおじさん、おばさんは出づらいわけです。つまり防犯、いわゆる空き巣だけではなくて、そういった効果もあるわけです。

さらに大切なのは、そこで地域の中で人がきちんと向き合って助け合っているということなのです。今、いじめの問題などが出ております。すべてではないのですが、私は地域にも大きな要因があるのではないかと考えています。それは、昔でいえば一家におじいちゃん、おばあちゃんがいて、そして子どもがたくさんいて、家族の中でも切磋琢磨がある。おじいちゃんやおばあちゃんが親の代わりに教えたり、おじいちゃんやおばあちゃんの知恵をお父さん・お母さんが教わる。隣のおじさんやおばさんが隣の子どもに教え、お母さ

ん、お父さんに教えるということをしてまいりました。地域では、年上のお兄ちゃんやお姉ちゃんが周りの子どもたちの面倒をみる。昔もいじめはあったと思います。でも、きちんと救いの手を差し延べる手もあったのだと思います。そういった意味では、しっかりと向き合ってきたということがいろいろな問題を解決し、人間の胆力というものを育ててきたのではないかと考えています。

行政では、一生懸命に母親のために相談室を設けたりしております。日常におじいちゃんやおばあちゃん、隣のおじさんやおばさんがやってきたこと、毎日毎日積み重ねてきたことを、月に1回や2回の相談だけではなかなか難しいのではないかと考えています。話しが遠く聞こえているかもしれませんが、地域の有り様とは一体何なのかというところをもっとも大切なことであると考えております。都会では、村八分という言葉が死語になっております。隣の人を知らないわけです。村八分の二分は、どんな嫌な人でも火事と葬式だけは面倒をみてやろうという話しであります。でも、震災をみるまでもなく災害のときに隣の人を知らないわけですから逃げるだけなのです。もう村十分になってしまっているわけです。

たとえば、都会の方たち、隣同士のお付き合いのない社会の有り様をみてみますと、勤めている人は、会社には人とお付き合いの場があります。さらには、サークルに行っていればサークルにもある。大学の同窓会にもある。そういうところにはそれぞれ人間関係のお付き合いがあるわけです。それはお父さんもお母さんも子どもにもある。子どもは塾に行けばあるわけです。でも、どこのフィールドでも家族というものが非常に希薄になっているのだらうと考えております。私は、そういったことが様々な問題を生んできているのではないかとこのように思っている一人でございます。したがって、コミュニティというところから発想をして、昔が良いと言うつもりはありません。自分たちの地域のことは、あるいは自分たちの人生の方向は、地域の政策も含めて自分たちの手で自ら責任を持って決めていくということに近づいていくことが、道州制の議論、あるいは地方分権の議論の中で必要なことであると思っております。

道州制とか合併の問題、支庁はなくてもいいよという問題は仕組みの問題であります。仕組みの問題の前に私は、そういった地域での豊かな生活、人生の本当の幸せな姿はどういうものなのかを考えていくべきだと思っております。合併のときも自治区をつくるということで議論がなされました。やはり行政、市民のみなさんと連携してやること。そして市民のみなさんが自主的にやること。これは、地域の問題として認識するところから始まると思っております。その上で行政がやることなのか、市民のみなさんと協働でやることなのか。市民のみなさん自らがやることなのかは、きちんと地域で問題を共有しないと出てこないわけです。そのためにも私は、行政を含め地域の政策の方向というものを議論してもらおう。そのことが必要なのだらうと考えております。

今、北海道では、権限移譲を進めております。北見市では、平成18年度までに377件（道内全市町村に移譲済のものを含めて272件）の権限移譲を受けております。実際にいただ

いている交付金は 634 万円です。今の権限移譲のパターンだと、北海道には、なかなか権限移譲を受けないのではないですかという話をしています。これは、とりあえず進めるということでやっていらっしゃるのだと思いますので、私は権限と財源、それと人間、高度な分野については人も移譲を受けるというところまでしっかりと進めていただきたいと思います。私が何度も申し上げていることは、北海道は、手を上げたところはどこでもいいですよと言っているわけですが、私はそうではなくて、小さな自治体のレベルでは手をあげたくてもあげられないわけです。そういう意味では合併というものがあって、権限移譲を受けることのできる受け皿の自治体をしっかりとつくっていく。そういった議論もセットで道州制や権限移譲と合併の議論、地方自治の姿というのはどうあるべきなのか、道州政府のもとで北海道の自治体はどうあるべきなのかということの議論をしっかりとしていく。そして積み上げていくということが必要であると思っています。北海道は、先進的に取り組んでいただいております。これからもさらに進めていただきたいと思います。財源も十分に配分をしていただければありがたいと思います。その上で自分たちの責任において地域の政策を立案していくということが可能になってくると思います。

以上でございます。

○川城局長：

ありがとうございます。

続きまして、山崎委員からお願いいたします。

○山崎委員：

改めまして山崎と申します。今日はよろしく申し上げます。

最初に、私は道州制特区法案に対する評価、見方をどこに設定するのかというところから話を始めていきたいと思っています。先程、山本副知事から詳細な説明があったわけでございます。そして副知事の前で大変恐縮でございますが、一言で申しまして今回の特区法案、私は「半歩前進」というような評価をすることができるのではないかと考えています。と申しますのは、権限移譲項目が少ない、直接道民にかかわるものは少ないということで、どうしてもわかりにくいということがある。さらには、今後の課題とされたものも多いわけですね。そうしたことからこのような評価をせざるを得ないということがあります。

ただ同時にこうした少ない権限移譲であっても、今回のように法案として枠組みをつくらなければ実現しなかったというのも、今日の中央集権的な国と地方との関係の現実であります。ですから、今回の特区法案が中央集権的な国と地方との関係を変える前進のステップになったと言えるかと思っています。その意味では、私は「半歩前進」という評価を、今回の特区法案にはいたしたいと思っています。細かいところの課題や問題点等々もありますが、これらについてお話ししては進みませんので、とりあえずそのように評価についての話を終わりたいと思います。

もう一つ、北海道の今後、ということで申しあげたいことがあります。道州制特区法案の可能性を今回道民の方々、あるいは市町村関係者の方々に考えていただきましょうとい

うことで本日もこうしたフォーラムをしているわけですが、北海道の側から、あるべき北海道の長期ビジョンを総合的に、一体的にお示ししていただきたいということを改めて強調したいと思います。と申しますのは、改めていうまでもなく神田市長からも話しがあったように、一方で道は道州制の改革の取組をしております。合併も推進しております。支庁制度改革もしております。そうした北海道の地方自治の仕組み全体をどういうふうにとータルなかたちで変えて引っ張っていくのかといったことを見せていただくと必要があるのかと思います。

そのときに非常に重要なのは、今北海道でもおつくりになっている次期長期総合計画で北海道のあるべき長期ビジョンをどういうふうを示すのかといった点にあるのだということ強調したいと思います。

もう一つそれに関連して申しますと、今後道州制ということの中長期的に考えていくときに課題となるのは長期計画のありかたです。実は北海道と国土交通省北海道局は、次の10年を対象として別々の長期計画をつくります。北海道は自治体総合計画を、北海道局は北海道総合開発計画を策定します。この2つの計画の関係はどうなるのかということ一度整理する必要があるのではないかと思います。確かに北海道総合開発計画というのは北海道開発法に基づいてつくられております。道の総合計画というのは、北海道の行政基本条例に基づいてつくられていますので、根拠となる法令は違うわけです。

しかし、地域の方々、あるいは市町村の方々からすると同じ時期の10年計画が国と道とでバラバラと出てくるわけです。根拠のある法令が違いますから、いますぐにどちらか一つにするべきであるということは申しませんが、市町村にとって二重行政的な状況になる計画のつくり方というのは、ここで見直していく必要があるのではないかと申しあげたいと思います。そうした計画づくりというところから次の時代の道州制のあり方を、国も道も市町村も一緒になって考えていく。次期計画作成作業をそうした機会にしていただきたいと思います。と申しております。

今日は、北見市にお邪魔をしまして、地域が目線から道州制特区法案をどういうふうにか考えるのかということが今日の大きなテーマであるわけですが、以下3つのことについて私見を申し述べさせていただきます。と申しております。

第1番目として、都道府県機能の「空洞化」というものがこれからますます起こるであろうということを我々は予測して踏まえるべきであると思います。

と申しますのは、道州制について非常に積極的な発言をされている地域、あるいは知事というのは全国にたくさんいます。そうした県は一体どうなっているのかといいますと、市町村合併によって県下の市町村数がどんどん減ってきている。そしてそこに強力な権限移譲をしていくことによって県の機能というものは空洞化させていくわけです。そうした状況が起こる。あるいは県と県との境を飛び越えて新しい広域行政をやらなければいけないという課題が出てくる。

だから都道府県機能の空洞化というのは、実は北海道以外の所では、道州制を盛んに進

めている地域ではかなり現実の問題としてある。我々北海道の場合には、北海道庁、支庁は非常に頑張ってやっていますけれども、これから中長期的にどうなるのかというと、他の府県と同じような空洞化現象が起こってくるかもしれないということを踏まえておきたいと思います。

2番目です。この間の半年、1年の流れをみていまして言えることは、国の行政改革、あるいは地方制度、北海道開発制度の見直しというものは突然起こるということがあり得るわけです。今までの政治や行政の常識では考えられないような形で突然政治課題が出てきて、それがあれよあれよという間に決まってしまうということが今後も起こり得るということです。確かに地域事情を無視した改革に対する国への反論、異議申立てというのは非常に大事です。北海道というのは、広域・積雪・寒冷地域という条件不利がある。そうしたことへの対応というものをきちんと考えていかなければいけないし考えていくべきであると国に言うことは大事なことだと思います。

そうしたことを踏まえて、他方では、厳しい財政状況にいかに対応するのかという戦略を地域の側で我々も持っておくということも重要ではないかということも2番目に申しあげたいと思っております。

3番目でございます。両委員のお話とも重なることですが、これからの地方自治のあり方、市町村中心でどのような地域づくりをしていくのかということを中心に考えていく必要があるということです。主体的に考えるというのは具体的にどういうことでもって考えていくのかということ、それぞれの市町村がおつくりになる総合計画をどうやってつくるかということです。

総合計画をつくる中で今後の中長期的な地域政策の将来像を住民とともにつくっていく。そして示していくということがある。

あるいは、市町村合併か自立かを選択するということです。北見市、そして関連する町村では合併をすることによって今後の自治を強めていこうという判断をされたわけです。そうした検討判断というものがされているところもあるし、されていないところもある。私は、合併が自立かという問題は、自治のあり方、どのような自治をするのか、どのような地域づくりをするのかということを実現するための「手段」であるというふうに思っています。ですから、合併したからといって素晴らしい自治が約束されるわけでもないし、自立をしたからといって質の高い自治が未来永劫を約束されるわけではない。あくまでも地域づくり、自治づくりの手段として合併か自立かという判断があると思います。

市町村中心でどのような地域づくりをしていくのかを考えるとときの具体的なポイントとしましては、少ない予算を少ない経費でより最大限の効果をもたらすという行政経営をどのように市町村中心でやっていくのかも重要な課題です。さらには、先程来からお話が出ているような住民参加の仕組みというものをどのような形で整えていくのかということも併せて大事なことであるというふうに思います。

今いったような具体的な点に即して市町村を中心として、どのような地域づくりをして

いくのかということを考えていく。そうしたことを考える流れの中で、考えていく中で今回の道州制特区法案が当該市町村にとってためになるのかどうなのかということの評価していただきたいしご批判もいただきたい。建設的なご提案もいただければというふうに思っております。

とりあえず私からは以上でございます。

○川城局長：

ありがとうございました。3人の委員からそれぞれみなさんに対するメッセージが出されたところでございます。

それでは、先程申しあげましたように引き続き会場の皆様と道民会議の委員、そして副知事との意見交換に入らせていただきたいと存じます。

ご意見、ご指摘、ご質問のある方は、おそれいりますが挙手をいただきまして、係の者がマイクを席までお待ちしますので、ご起立の上、よろしければ所属、お名前などをいただいてからご発言をいただければと思います。これまでのやり方ですが、何人かの方のご意見、ご質問をまとめて委員からご発言をいただくことを繰り返していきたいと思います。一問一答ではなく、まとめて意見交換をさせていただきたいと思います。また、多くの方からご意見を頂戴したいと思いますので、ご発言は簡潔に1分～2分程度ということで進めさせていただきたいと思います。

それでは、山本副知事からのご説明・メッセージ、お三方の委員からのメッセージということでございます。それにかかわらずなんでも結構ですので、何かご発言をいただきたいと思います。

○湧別町民：

湧別町に住んでいる者です。

道州制と憲法95条、道州制をみると頭に北海道がついています。今国会で法案について審議をされているわけです。そうすると、この法律というのは北海道の地域にのみ適用される法律なのではないでしょうか。こういうときに憲法95条との関係は非常に大きいのではないかと。そうすると、国会で決議する前に道民の住民投票に応じて過半数の同意を得なければ、国会では決議することはできないとなっているわけです。

次に、道州制に対して「上書き権」というものがあるわけです。法律は、今五十嵐先生が言われたように、北海道では決定できないと思うわけです。国会でなければ今の憲法上は、法律は、北海道ではできないと思います。この後、政令や省令というものができて、それによって北海道の中で条例というものをつくって行政が行われてきたわけです。しかし、上書き権ができないような状態であれば、政府の言うがままになる可能性は非常にあると思います。それで、北海道知事は、4年後の議決の下に条例上書き権について要請しろというか、そういうことを行われたようです。その結果はどうなったのか。上書き権をしてもいいということになったのか。駄目だということになったのか。その点が2点目です。

次は、財政からみたときの道州制です。北海道の16年度の財政力指数というものは、0.35なのです。こういう財政指数でもって自立をする、自治権を持つとっているわけですが、果たしてそれができるのかどうか。やるのであれば、東京周辺が一番財政力はいいわけです。東京はトップであり、神奈川にしても千葉にしても埼玉にしても、関東南部になるとと思いますが、その辺がモデルにするにはいい所だと思います。この4つが集まれば、道の庁というものをどこに置くのかという議論になると思います。北海道であれば札幌にします。0.3だけれども、道州制になったら財政はあがるのかどうか。これに対しては、住民に今まで以上の負担がかかるようであればうまくないと思います。負担がかからないで1.0になるのかどうか。これがどのような考え方で行われているのか。

もう1点は、道州制を行うことと市町村合併ということは一本になっているのではないかと思うわけです。今神田先生から説明があったように、コミュニティというものは、できれば一つの基礎自治体というものを、小さいほうはコミュニティは非常に良いと思います。役場を中心にしたコミュニティです。面積の大きな町村ですと役場や市役所とのコミュニティは希薄になる。小さい地域にはあると思います。国のほうでは30万とか40万という規模で一つの町村に合併をして、日本を300ぐらいの市にしようという話が進んでいます。仮に30万、40万となったら、網走支庁は一つの町村になります。そうすると北見市に市役所があることになって、雄武から北見の市役所まで来るのに何時間もかかるわけです。車を持っている人はまだいいです。バスを乗り継いで来る人は4時間も5時間もかかるわけです。この交通をどういうふうにするのか。モノレールでもつくってくれるのであれば結構です。

この4点についてお伺いしたいと思います。

○川城局長：

4点程ご指摘、ご質問がありました。

道州制と憲法95条の問題、上書き権をどうするのかという問題、財政の問題、市町村合併との関連ということで4点のご質問、ご指摘がございました。

そのほかにございませんでしょうか。まとめて各委員からお答えをいただきたいと思います。

それでは、4点のご質問がありました。これについて副知事と各委員からお答えなどをいただきたいと思います。

1番目の道州制と憲法95条についてどうなのかということです。憲法95条には、中央団体に影響するような国の法律をつくる場合には中央団体の住民投票が必要だということが規定をされているわけです。今おっしゃるように、法律の名前に「北海道」という名称があるので95条は適用されるのではないかということです。

この点については山本副知事からお願いいたします。

○山本副知事：

4点ご質問がありました。

1点目の憲法95条との関係です。住民投票は必要ではないのかというご質問です。

今の問題は国会でもかなり議論されているようであります。私どもの考え方としては、道州制特区法案の中では、道州制特別区域というものが2つあります。一つは、北海道です。もう一つは、自然・経済・社会・文化が密接な関係が相当程度認められる地域を一体とした地方。3つ以上の道府県の区域も道州制特区法案の対象になっています。北海道だけが対象の法律であれば、今の憲法95条の問題で住民投票の問題は当然議論をされなければいけないと思います。ただ、この法律そのものは、北海道だけを対象とするのではなくて、3つ以上の都府県の区域も道州制特別区域というふうに認められております。そういう意味で、この法案というのは特別法ではなく一般法ではないかというふうに考えております。そうすると、北海道だけが対象としている法律ではないということで、憲法95条の住民投票の必要性はないのではないかというのが私どもの考え方です。

それから、2点目の上書き権の問題です。非常に重要なことをご指摘いただいたと思います。上書き権というのは聞き慣れない言葉かと思えます。法律とか政令、省令で物事は全て決まっていますが、それを北海道の地域では条例によって、法律や政令で決められているようなものを条例で決めさせていただけないかということをご提案いたしました。でも、まだ上書き権までは認められていないというのが実態です。私どもは道議会でありましてから議会によって議論をして、そして条例で法律・政令に代わる決め方をさせていただくという上書き権というものは非常に重要なポイントではないかと思っております。今はまだ明確に上書き権というものが今回の法案では認められておりません。引き続き上書き権というものが認められるような制度に要請をしていきたいと思っております。

3点目の北海道のように財政が弱いところで道州制を先に進める、モデル的・先行的に進めることについては非常に危惧をもたれているということのご質問かと思えます。私どもは、確かに一方で北海道の財政は大変厳しいです。北海道の財政をもう少し富裕なものにしなければならないということが課題としてございます。今回の道州制特区で行うことは、国から権限を移譲するにあたって必要な財源もセットでいただきたいということをご申し上げています。これは、道から市町村への権限移譲の場合も同じであります。ただ、先程神田市長からは十分に財源がセットで行われていないという厳しいご指摘もございました。私どもは十分に受け止めなければならない話であると思っております。私どもは、国から北海道に権限移譲をしていただくときには、当然国が行っていた経費については、すべて必要な額は北海道に財源もセットでいただきたいということをご申し上げています。権限だけいただいて財源が伴わなければ、その負担はどこかという道民のみなさんにいくわけです。決してそういうことがあってはならないと思っております。これによって道民の方々の負担が増えるようであれば、私どもが本来意図するところではありません。したがって、今国が行っている権限を北海道にいただく場合には、必要な経費はきちんと財源でいただく。いずれは公共事業の一部も北海道の権限になる法案になっておりますが、今国が行っている財源をきちんと私どもに移譲していただく。財源もセットで移譲していただ

くという仕組みになっております。これからも権限が移譲することによって道民のみなさんに負担を付加するような形であっては本末転倒でありますから、そこは十分に注意していかなければならないと思っています。

4点目の市町村合併との関係です。

私どもは、市町村が行政の基礎的自治体として、住民に一番身近な存在としての市町村にきちんと行政、財政面で基盤を確立していただいて、そこで住民のみなさんの付託に応える。そういう体制が必要ではないかと思っています。そのために今の単独でいいのか、合併がいいのか、広域連携がいいのかということも議論いただきたいということをみなさんにお話しさせていただいております。市町村合併というのは一つの手段であろうかと思えます。そのときに行財政の基盤をきちんと確立する。その手段としての市町村合併というものを選択いただいた場合には、そこはそこで住民のみなさんのニーズにきちんと応えられる体制がそこで整備されることによって住民の付託に応えられる。そういう社会になるのではなからうかと思っています。そこは、みなさん地域で議論をしていただきたいということを申し上げております。合併は、強要はしておりませんが、合併、あるいは広域連携、単独でいくのか。その議論を是非この時期にやっていただきたいということを申し上げます。最終的には、住民のみなさんのご判断で決めることであろうかと思えます。地域のことは地域で物事が解決できる。そういう社会を私どもは模索しておりますから、そのためには今の市町村のままでそういうことが可能なかどうかということも議論していただきたい。行政体制、財政基盤をきちんと確立するためには、合併ということも視野に入れた議論をしていただかなければ、そういう住民の付託に応えられないのではないかと申し上げます。

最終的には、地域の皆様の判断で決めていくことにならうかと思えます。そういう意味で道州制の問題は、地域のことは地域で決めていける。そういう社会を展望したものです。そのために市町村合併というものも一つの有力な選択肢であるということも是非お考えいただきたいと申しあげたいと思えます。

以上です

○川城局長：

合併の話が出ましたので神田委員からもお願いいたします。

○神田委員：

網走支庁管内が一つになるという話がありました。30万人というくくりからするとそうなるのだと思います。

私どもは、合併の議論というのは、先程コミュニティの話をさせていただきましたが、基本的には地方分権が進んでいったときに、あるいは道州制が進んでいくときに地域で当然政策というものを立案しなければなりません。地域独自の地域に合った政策を考える場合、先程法律をつくった経験の話がありますが、条例をつくる法務能力がある一定の規模にいかないと専従でそういった人を抱えられません。ですから、地域独自の政策をやって

いくとときに今のままであれもこれもやっている、小さな村の職員さんが新しい政策を考えるとどこまでいかないということがあります。ですから、権限や財源を渡されてもできないということになります。ある一定の規模が必要なのだろうと思っています。あるいは、財政規模を確立するためにも、たとえば、簡単にいうと大きなまちでも小さなまちでも国が法律を変えればみんな議会を開いて同じ作業をしているわけです。議会を開いて事務方が書類をつくって説明して、千人のまちでも1万人のまちでも10万人のまちでも若干内容は違って同じ作業をやっている。そこは効率的にしていくということはある。さらには、そういった地域独自の政策を立案して条例をつくっていく。そのためにもある一定の規模が必要だということはいえるのだろうと思います。では、それならいくらでも多いほうがいいのではないかということになるわけであります。実際に私どもが考えなければならぬことは、そこで生活圏がどうなのか、あるいは、経済圏として見たときにどうなのかという視点から効率的で合理的な規模というものが判断できるのではないかと考えております。つまり、紋別は、北見まで来るとなると2時間くらいかかるでしょうか。実際に経済圏、生活圏が一緒なのかといたら、私はたぶん旭川圏のほうが近いのではないかという感じがします。どの規模が適正だということは、正解はないのだと思いますけれども、基本的にはそういった生活圏域、経済圏域で考えて判断していくことが望ましいのではないかと。

ただ、一方では、最近災害が多くなってきました。災害が多くなってきたことでいいますと、一つの自治体にならなくてもいいのですけれども、広域連携というものが相当必要になってきております。ご案内のとおり佐呂間の竜巻災害がございました。北見の消防は現地に十数分で行っております。そういう時代だろうというふうに思います。市町村の壁を越えてやっていくという分野。そうやって自治をやっていく分野。区分けが難しいところはありますけれども、そういった整理は一つひとつの案件でもしていかなければならないだろうというふうに思っております。

それと、財源のお話がありました。国が道州制の話をしているときは、過去の例でいいますと、だいたい財政が大変なときで行革に結びつけるというパターンが多いのです。それをみなさん心配されているのだろうと思います。特に、北海道特例といわれるものがござります。道路をつくるのでも、何の整備をするのでも、北海道だけは特例をいただいております。これは、正当に主張をしていかないと、地方分権の時代というのは、ある意味では権限を任されるけれども競争社会に入っていきます。そのときにちゃんと競争できるインフラが整備されているのかといったことは、非常に大きな要素になってまいりますので、道州制に至るまでにはそういったことも含めて主張をしていかなければならない。なんとなく北海道特例は切るよというような話が一時的にありました。あれは非常にけしからんと思っています。そういう意味で北海道は、まだまだインフラのストックが足りないわけですから、同じ競争をするのでもスタートラインはある程度、全く一緒でなくてもいい、ある程度一緒にしていただいて、そして地方分権、あるいは道州制をスタートさせて

いただきたいと思います。

これは国に向かって同じことを申し上げておりますが、そういった制度については一定程度保障をしてもらいたいということを言い続けていきたいと思っております。

○川城局長：

ありがとうございました。

今、湧別町の方から4点のご質問をいただき、山本副知事と神田市長からご発言がございました。

他にいかがでしょうか。戻ってもいいですし今と同じようなご質問でも結構です。

○建設業協会役員：

私は、網走建設業協会の役員をやっている者です。

網走建協では、16年1月に道州制研究会を立ち上げまして活動しておりますので、少しは詳しいのではないかと自負をしています。

実は、それを立ち上げるときに、協会の会長と意見が合ったわけですが、その頃一番道州制が言い出されたわけです。ところが、ほとんどの人が関心がない。「道州制って知っている？」と聞いても、90%以上の方が「なに、それ？」という感じで道州制にほとんど関心がない。これではいけないということを会長と話しまして勉強会を3回程開きました。基本的に我々一般市民は、権限の移譲、町村合併、道州制というものは興味がないのです。自分の生活に影響がなければ興味がない。というのは、町村合併にしましても60%、70%の住民は興味をもっていないのです。関心がないのです。というのは、日本の歴史は、封建時代から中央集権がはじまって120年くらい、地方自治と自治権というのは自分で勝ち取ったものではないから、お上から与えられたものでありますから、それがどうだろうと興味がないわけです。ですから市町村合併に興味のある、道州制に興味のある方は行政サイドの方ばかりなのです。一般市民にとってはあまり興味がないというのが現状ではないかと思えます。ですから、困ったものだという事で勉強会を開いたのですけれども、それほど広がりやがなかった。非常に残念な結果に終わっているのです。

それともう1点、私は道州制に今もってバラ色の夢が描けない。ときどき霞が関に行つて話をしていると、「北海道の人はバカではないのか。道州制をやったら北海道は潰れるよ」と言っているのです。それはどういうことかといいますと、北海道経済は3兆円経済といわれております。北海道住民が納めている税金は2兆円。あとの1兆円は、中央から交付金とか、いろいろなかたちできているものです。自分たちが集めている税金でお好きなようにやるのであればやりなさい。1兆円削れるからありがたいということで、北海道の人は何を考えているのかということと言われるわけです。それと同時に網走建協では、今現在建設業界は非常に大変な状況におかれておりまして、どんどん公共事業が減っております。去年1年間かけて公共事業が5年後、10年後、20年後にどれくらい減るであろうか。そうしたら地域経済にどれだけの影響が出るかということコンサルタントともに調査をした結果、北海道の中では網走管内が一番公共事業が減ったということで、経済的な影響

が大きい。簡単にいいますと、管内で公共事業に携わっている建設関連の従業員は約2万人おります。5年後には1千人が間違いなく、どんなに楽観的にみても1千人以上は失業する。それに関連する飲食業であろうとスタンドであろうと、諸々の関連するものを含めると、約4千人が失業します。非常に網走管内にとっては、公共事業の激減は、5年後までは予測がつかますので間違いのないところではないかと思えます。

そういう現状がある中で、私は道州制に非常に期待をしていたわけです。特に北海道特区に関して、公共事業の目減りを救うのは北海道特区ではないか。というのは、公共事業の目減りを救えるのは民間経済の活性化しかないわけです。その民間経済をどうやったら活性化できるのかというところに視点はおかれるべきだと思うのですが、北海道特区の中身を見てみますと、100%実施してもそれほど民間の経済に良い影響がある、多少はあると思いますが、活性化できるというような状況にはならないと思います。もっと霞が関が、中央の役人が目をむくような特区の規制緩和を要求するべきだということを前から申しあげております。前に高橋知事が出席されたタウンミーティングのときにも申し上げました。ここにあがっている以外にどんな特区の申請があつて、それが駄目になっているのかということをお教えいただけると参考になるのですが。道州制をつくりあげたある中心人物が私に教えてくれたことは、今の特区の申請の仕方であれば、いいものはできない。というのは、特区を申請する前に中央と、霞が関の人間といちいち細かく担当官と相談をしながらつくり上げているものですから、上がっていったものはろくなものはない。中央にとって痛くもかゆくもないものしかでき上がらないというようなことをおっしゃっていました。それであれば駄目だな。いろいろとお願いをしています未来総研がカジノの許可申請をしていると思います。北海道にカジノを特別につくってくださいというような具体的な提案をしていると思います。

これも私どもに関係しているのですが、空港の民営化。それから、この管内で非常に研究をしております大麻の栽培を自由にしろ。大麻は、そこからバイオマスエネルギーに変換するには最大の作物であるはずなのです。これは、アメリカは絶対に許可をしないであろう。アメリカは、太平洋戦争が終わったときに日本でたくさん大麻を栽培していたものを禁止してつぶしたわけです。それは、石油メジャーが恐れたということらしいですが、大麻の栽培には、北海道は適地であるということなので、霞が関の人間が目をむくような規制緩和を是非お願いしたいと思えます。

○川城局長：

ありがとうございます。

新しい提案についてのご提言があつたところです。

もう一方ぐらいいかがでしょうか。

ただいま、ご質問・ご提言がございました。これについて各委員からお願いしたいと思います。ただいまの話をまとめますと、これまでもいろいろと研究をしてきたのだけれども、一般住民の方は権限移譲とか合併という役所の仕掛けの問題については、あまり興味

がないのではないかとということです。

北海道は2兆円の税収と1兆円の国からの移転財源で成り立っているのに大丈夫かというご心配。それから、今後経済が、公共事業が減ると網走管内での大きな失業が発生する。その中で、特区という新しい提案に期待をされてこられた。ただ、今のような霞が関と事前調整してあげるようなものでは、痛くもかゆくもない提案では意味がないのではないかとのお話でした。

カジノ・空港の民営化・大麻、バイオマスエネルギーの原料である大麻の栽培というようなことの提言がありました。

これらについて、新しい提案について山本副知事からお願いいたします。

○山本副知事：

道州制についてご研究、検討されているということで敬意を表したいと思います。

権限について国から道、道から市町村にということは、一般の皆様からすると、どこが主体であってもきちんとやってくれることをやってもらえればよいということであろうと思います。主体がどこかというのは、関心がないというのはその通りであろうかと思いません。ですから、今回の道州制の特区法案においても、最初に山崎先生からご指摘があったのですが、今回8項目が権限移譲の内容になっています。これが一般の道民の方々にはなかなかピンとこない。これによって北海道はどう変わるのかと言われたときに私どもは言葉がございません。ここでバラ色の夢が描けないというのは、そのとおりに思います。これは私も否定はいたしません。実は、いろいろな項目を提案したのですが、個別に各省庁の抵抗があつてつぶされたというのが事実です。今のままであれば、今のやり方では駄目だというご指摘もそのとおりに思います。そこで今回の法案によって何が変わったかという、今までは各省庁と個別にやっていたのですが、それは全然駄目でした。今回は、内閣総理大臣を本部長とする推進本部がつくられることになりました。そこに高橋知事、北海道知事も参与として参画できることになりました。つまり、閣議決定権みたいなものに北海道知事も参画できるようになりました。そして、北海道の提案については迅速に対応するという規定もできております。駄目なときには、提案が難しいときには、きちんと理由も付して提案する側にお答えするようになっています。今までは個別の省庁とやっていたが、それは全然駄目です。内閣府が間をとりもって一生懸命調整してくれたのですが、ほとんど各省庁の抵抗で駄目でした。今度は、推進本部で本部長、総理大臣を本部長とする推進本部というものがつくられましたので、ここは違うかなと思っています。ここに期待をしております。

もう一つ、公共事業は、国の財政難を背景に縮減されております。北海道も非常にその影響を受けております。この道州制に期待をされているということで私どもは意を強くしたわけですが、この特区によって2つの目的があると思っています。

一つは、道民生活が本当に向上する。目に見える形で実感として向上するということ。

もう一つは、北海道経済が活性化する。

この2つの目的のために是非道州制特区を活用しない手はないと思っています。

そのためには、今の8項目ではそうはいきません。法案で定められている8項目ではそうはいきません。なんとかこれで北海道経済が活性化するであろうという提案を今考えております。是非一緒に考えませんか。そして、今日ご来場のみなさんも是非考えてください。この法案は、まもなく成立すると思います。そうすると、私どもに国の関与を縮減する手立てが与えられたわけですから、それによって北海道の経済が活性化する。そういう様々な提案を是非お寄せいただきたいと思います。それを私どもは第二、第三の提案ということで国に持ち上げていきたいと思っています。そこでなんとか停滞している北海道経済を活性化する。そういう一つの突破口に、武器にしていきたいと思っております。ここは是非一緒になってご議論をさせていただければ大変ありがたいと思っております。

○川城局長：

ありがとうございます。

新しい提案ということでもございますので、五十嵐委員からもコメントをお願いいたします。

○五十嵐委員：

今の方が体験されたことと同じことを私も体験をしました。霞が関に行ったら、「何を考えているのか。北海道にあげるお金が少なくなるのであればいいよ。やりなさい。」という冷たい言葉をいただきました。全く同じで、特区法案についても一つひとつつぶされている。私は、道州制特区のときの委員もさせていただいておりましたので、一つひとつつぶされていったということを胸が痛む思いで見えておりました。

ただ、今回の特区法については、第一弾は8項目しかないのですが、第二弾、第三弾を出せるようになっていきます。ここは一点突破というか、知事も「小さく産んで大きく育てる」とおっしゃったようです。第一弾は、これしかのめないというところでのんでいただくしかない。でも、第二弾、第三弾は見ているよという感じです。

今のカジノ、空港の民営化は大賛成です。大麻はわかりませんが、バイオエネルギーとなるような作物栽培。私どもはナタネを研究しております、ナタネ栽培を勧めることもやっております。地域でいろいろなことをやっていくということが重要なのであろうと思います。

第二弾、第三弾なのですが、道庁の中だけで考えていたのであれば限界があると思います。どうしても普段国の役人、国の窓口となっている方たちと議論をするのが中心で、そこから新しい発想というのはある場合とない場合がある。そこは地域の方たちが新しい発想で、「こういうことはどうだろうか」ということの声が大にしていきたいと思っております。

先程医者不足のことを申しあげたのですが、医学部に入りやすくなるようになったら世の中のお母さんたちの関心が向くのだろうと思います。子育て中のお母さんたちには、保育園・幼稚園の垣根をなくしましょう。これは国の政策でだいたい進んでいますので現実になるの

ではないかと思えます。民間ができる場所は民間で、空港の民営化はうまくやらなければいけない。第二弾というよりも第四弾か第五弾くらいで出さないとつづされる。むしろ道内できちんと受け皿を議論してからでない、とてもではないけれども国に持っていかない。要するに我々の側にも戦略が必要なのです。

今言って、明日ぐらいには OK だろうというものは最初に出しておいて、多少道内できちんと議論をするべきものは議論をしておいてから出す。こういう戦略をみなさんと一緒に考えていく必要があると思えます。

○神田委員：

大麻の話が出ましたので、今日経産省が進める北見プロジェクトでフォローアップ委員会というものをやりました。経産局長も来てくれています。大麻については途中経過がございました。実際に植えています。ただ、種が駄目なのだそうです。発芽率が5%ぐらいしかなくて、種を得ることができないそうです。要するに、相手の国とこっちと両方の国の法律の規制だと思えます。カナダでは、今年来年で500ヘクタールを千ヘクタールくらいの栽培に変える。たぶんアメリカの需要を見込んでいのではないかという話をされておりまして。今の悩みは種を得ることができない。ちゃんとした大麻を育てることができない。国に働きかけをしてほしいという要望が今日の北見プロジェクトに出ていました。少し前は全然駄目でしたが、許可業者については輸入できるようにしてほしいという要請をしてはどうかというような話に一步前進しております。

○川城局長：

先程最初の方から上書き権の話が出ました。事務的な補足をさせていただきたいと思えます。今の法律の中で法令を守るような条例をつくるというのは難しいと思えます。私も、あまり法律政令でがんじがらめにつくっていただかないで、フレームだけつくってくれば、地域のことは条例で決めますので、法令面での地域主権というようなことも申しあげております。それについては今の制度の中でもできるかと思えます。

山崎先生、法律と条例の関係について何かコメントをお願いします。

○山崎委員：

戦後の地方自治体が自立するという姿を具体的に実現していくということは、ものすごく苦労を積み重ねてやってきた経過があります。今から30年くらい前は公害を規制するために、法律よりも条例が厳しい基準を設ける、あるいは、より幅広い規制対象を設けることを自治体が先行し、それを国が追認をするという形で、先進的な地方自治体がいろいろやってきたことが最後には法律全体に反映されるというような広がりになってきているわけです。

おそらく、これから道をはじめとするみなさんが法令面での仕組みをこれから変えていくというときになると、道がご提案されるような仕組みというものが他の府県にも飛び火して、それが全国で法律法令の仕組みを変えていくというような形で発展する。突破口の一つとして期待ができるのではないかというふうに見ております。

○川城局長：

ありがとうございます。

そろそろ予定の時間でございます。

それでは、山本副知事からご挨拶と総括のようなご発言をいただきたいと思います。

○山本副知事：

今日はいろいろなご意見をいただいたことをありがたく思います。

こういう意見交換会で、お配りした資料の中に漫画の資料があるのですがご覧いただけましたでしょうか。堅い意見交換会の中の資料としては特異な物かと思えます。これは、道職員が書いた漫画です。時間をいただいて簡単に申しあげます。サッシがあります。そのサッシを北海道の建築業者の方が全国で売ろうとすると、これまでは国土交通省の建築基準法上の許可がいるということで国土交通省の認定機関の OK サインをもらわなければ駄目でした。国土交通省の認定機関というのは、東京と大阪にしかなかったわけです。そうすると、道内のサッシ業者の方は、東京・大阪までわざわざ船積みして持って行って、そこで認定を受けるわけです。そこで駄目であれば持ち帰ってくる。何回もそれを繰り返していました。これが今までのやり方です。ところが、旭川に北海道立北方建築総合研究所というところがあります。ここは道の出先機関です。この北方総研が、「このぐらいのことは私どもでもできます」ということで国土交通省と掛け合いました。今はその認定の権限は北方総研がもらうことになりました。どういうことかということ、船積みして東京や大阪まで行って時間をかけてお金をかけてやっていたことが旭川でできるようになりました。旭川は何をやっているのかということ、そこの会社まで行って、出前でいろいろな指導などをさせていただいて、そしてお墨付きをつけるということをやっています。これは、実は道州制特区の一つの先例ではなかったかと思えます。数年前にこれができるようになりました。

でも、まだ問題はあります。北海道の建築関係の方は旭川に行けばいいのですが、道外の建築業者は、まだ東京か大阪に持って行って持っているわけです。おかしいと思いませんか。旭川でできるのです。つまり北海道でできることを今までは唯々諾々と、お金がかかったのですが東京や大阪まで船積みをして持って行って、「これでいいでしょうか」という認定を受けていたということなのです。その漫画なのです。一つの先例だと思います。

道内の建築業者の方々にとってみれば非常に便利になった事例です。こういう事例がまだまだあるのではないのでしょうか。でも、なんとなく決まりだから仕方ないと思って、そのままそれを受け入れて、そのとおりにやっている。でも、時間がかかるな、手間がかかるなと思いつつも国の決まりだから仕方ないなと思っているのが今までの世の中ではないのでしょうか。でも、変えられるのです。実際に変えた事例があるのです。これを特区法案という特区法によって北海道を変えていく。

二人目の方からご指摘のあったように北海道の活性化に繋がるような提案をすることによってこの社会を変えていきたいという思いであります。

是非皆様から今の社会の矛盾、おかしい点をお寄せいただきたいと思います。一緒になって社会を変えていきたい。それが北海道を元気にする一つの武器、起爆剤になるのではないかというふうに思います。是非一緒になって考えさせていただきたいと思います。

今日は本当にありがとうございました。

○川城局長：

ありがとうございました。

それでは、ここで山本副知事と3名の委員の皆様にご退席をさせていただきます。ありがとうございました。

最後に事務局からご連絡を申し上げます。

道州制などにつきましての道民の皆様との議論、その素材といたしまして本日皆様のお手元に今年作成いたしました「地域主権型社会のモデル構想（案）」というものをお配りさせていただいております。

この構想案は、皆様方と議論を積み重ねた上で成案としていきたいということでございます。是非是非ご一読をいただきましてご意見などをお寄せいただければ大変ありがたいと考えております。いろいろな方法でご意見をいただければと思います。その中にはご意見のペーパーなどを入れております。郵送・ファックスなどでも結構でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、第6回目の地域意見交換会でございますけれども、来週、11月27日に帯広で開催をさせていただきます。そちらのほうもよろしくお願いいたします。

本日は、本当にご静聴ありがとうございました。

以上をもちまして道州制推進道民会議地域意見交換会を終了させていただきます。

ありがとうございました。